

国家安全保障基本法の問題点と課題

東京弁護士会憲法問題対策センター委員
日弁連憲法問題対策本部副本部長
伊藤 真

一 国家安全保障基本法案とは

国家安全保障基本法案とは、我が国の安全保障政策の理念、基本方針を定める法律（案）である（以下、基本法案）。

2012年（平成24年）7月4日、当時野党の自民党が総務会で「国家安全保障基本法案（概要）」として承認。その後自民党は、基本法案の制定を公約に掲げて政権を奪取し、法案成立に向けて動き始めた。

我が国の安全保障政策は、自衛隊法や周辺事態法等の個別法や、安全保障会議の諮問を経て閣議決定されたルールで方針化されており、基本法は存在しない。この法律は、それらのルールを統括する役割を担う。そしてこれにより、政権交代に左右されない一貫した安全保障政策を目指す。

第1条（本法の目的）

本法は、我が国の安全保障に関し、その政策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務と施策とを明らかにすることにより、安全保障政策を総合的に推進し、もって我が国の独立と平和を守り、国の安全を保ち、国際社会の平和と安定を図ることをその目的とする。

第2条（安全保障の目的、基本方針）

- 1 安全保障の目的は、外部からの軍事的または非軍事的手段による直接または間接の侵害その他のあらゆる脅威に対し、防衛、外交、経済その他の諸施策を総合して、これを未然に防止しまたは排除することにより、自由と民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守り、国益を確保することにある。
- 2 前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本方針とする。
 - 一 国際協調を図り、国際連合憲章の目的の達成のため、我が国として積極的に寄与すること。
 - 二 政府は、内政を安定させ、安全保障基盤の確立に努めること。
 - 三 政府は、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備するとともに、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めること。
 - 四 国際連合憲章に定められた自衛権の行使については、必要最小限度とすること。

二 基本法案の進捗

日経新聞 2013年12月31日によれば、政府は基本法案成立を見送り、個別法整備を優先させる動きを示している。

…首相は7月の参院選後の記者会見で政府による法案提出を示唆した。

ただ、基本法ができて集団的自衛権に基づいて自衛隊が実際に行動するには、自衛隊法や日本周辺有事の際の日米協力を想定した周辺事態法など関連法の改正が必要になる。…与党内では公明党が行使容認そのものに反対している。基本法案の審議に時間を費やすのは望ましくないとの判断が政府内に広がっている。

政府の安全保障担当者は「基本法を成立させなくても、個別法で法的裏付けや自衛隊の活動への歯止めは十分可能だ」と語る。憲法解釈の変更後、秋の臨時国会や再来年の通常国会で関連法の改正を進めたい考えだ。

三 基本法案の問題点

基本法案は、審議入りの目処が立っていないものの、その実質的内容はすでに具体化が進んでいる。以下、基本法案の条文に則して問題点を指摘する。

1 安全保障に向けた総動員体制（3条、4条）

(1) 基本法案

3条、4条は、安全保障が防衛省・自衛隊だけの仕事だという意識を変え、**各省庁、地方公共団体、国民を総動員した安全保障体制の構築**を目指す。

すなわち、政府においては、省庁間にみられる**縦割り行政の弊害**を打破すること、**地方公共団体においても、安全保障に責務を負うこと**を明記する。さらに**国民に安全保障協力の努力義務**を課す（4条）。以上を通じて国力を総動員し、国家安全保障に取り組むことを目指す。

3条2項が「教育」を掲げているのは、次世代の国民が軍事力を背景にした国の安全保障に自発的に協力する意識を醸成する趣旨であり、安全保障への協力を国民に努力義務として課すること（4条）と表裏一体のものである。

第3条（国及び地方公共団体の責務）

- 1 国は、第2条に定める基本方針に則り、安全保障に関する施策を総合的に策定し実施する責務を負う。
- 2 国は、**教育、科学技術、建設、運輸、通信**その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない。
- 3 国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な**秘密が適切に保護**されるよう、法律上・制度上必要な措置を講ずる。
- 4 **地方公共団体**は、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、**安全保障に関する施策に関し、必要な措置を実施する責務**を負う。
- 5 国及び地方公共団体は、本法の目的の達成のため、政治・経済及び社会の発展を図るべく、必要な内政の諸施策を講じなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、広報活動を通じ、安全保障に関する国民の理解を深めるため、適切な施策を講じる。

第4条（国民の責務）

国民は、**国の安全保障施策に協力**し、我が国の安全保障の確保に寄与し、もって平和で安定した国際社会の実現に努めるものとする。

(2) 問題点

a) 軍事国家化

3条2項は、縦割り行政の弊害を打破するために、各省庁が安全保障上必要な配慮をすべき事を求める趣旨である。衛星ロケットなどの「科学技術」が軍事技術に転用され、「運輸」に関して民間船舶が戦地に送られて兵站到活用され、また、現代戦の要となる「通信」について軍事優先とする国は、まさに軍事国家である。それは、**平和目的の技術を軍事目的に活用**する途を開く点で、平和主義と戦力の不保持の精神には相容れないだろう。さらに「建設」は軍事施設の建設や復旧を行うものであるし、「教育」は、次世代の国民が軍事力を背景にした国家安全保障政策に前向きに協力する教育（愛国心教育を含む）と推測できる。列挙事由で**教育を先頭**に位置づけていることには注意を要する。

b) 特定秘密保護法

同3項は、現状ではすでに**特定秘密保護法**が立法化された（2013年12月）。しかし、以下の問題点が残されている。

- ① 秘密の範囲は、「防衛秘密」に限らず、「外交、スパイ、テロ」に拡大。
- ② 規制される行為は、情報の「漏えい」に限らず、「共謀、唆し、煽動」行為に及ぶ。
- ③ 規制対象者は、「国家公務員」だけでなく、「関連する大学や民間企業職員」を含む。
- ④ 秘密保全の手法は、「罰則を科する」だけでなく、不適切な人を排除し、調査をクリ

アした一部の人のだけに秘密を取り扱わせる「適性評価制度」を導入している。

→ 行政による秘密の無制限な拡大をチェックする国会の監視機関について、自民党は「インテリジェンス・秘密保全等検討プロジェクトチーム」を発足させ、検討を始めたが(2月5日毎日新聞)、監視体制の取組みについて与党内はもちろん自民党内でも足並みはそろっていない。

c) 地方自治

同 4 項以下が定める地方自治体への責務は、地方自治体の**団体自治と緊張関係**にあることに留意する必要がある。

d) 人権

4 条に関しては、その義務が個別法で法的義務として定められれば、自衛隊・米軍の**基地被害や米航空機の低空飛行被害の受忍義務の根拠**となり、下位の法律によって憲法上の平和的生存権を否定する結果になるおそれがある。

自民党改憲草案 12 条は、基本的人権の行使が「常に公益及び公の秩序」に反してはならないことを定め、そこには国家の安全と社会秩序維持を含むとされていること、また同草案前文 3 項の「国防義務」、同 9 条の 3 の「領土資源保全義務」、99 条 3 項が定めるところの緊急事態における権力服従義務のいずれとも関連している。**改憲に向けた露払い**といえる。これらにより、**人権保障は完全に骨抜き**となる。

2 個別法の改正 (5 条)

(1) 基本法案

基本法案は、新しい安全保障体制のもとで、**個別法の改正**を中心とした法制上の措置をとることを求める (5 条)。具体的には、集団的自衛権の行使等に対応できるように**自衛隊法改正** (同 10 条関連)、**集団的自衛事態法制定** (同)、**国際平和協力法改正** (通称、自衛隊海外派兵恒久法。同 11 条関連) 等を行うことがその内容である。

第 5 条 (法制上の措置等)

政府は、本法に定める施策を総合的に実施するために**必要な法制上及び財政上の措置**を講じなければならない。

(2) 問題点

この措置は、安保法制懇の提言 (2014 年 5 月ごろ予定) ※をふまえた**憲法解釈の変更**後、基本法案の成立をまたずに行うものとみられている (前掲・日経新聞)。

しかし、集団的自衛権の行使は、**憲法 9 条 1 項違反**である。これは確立された政府解釈である。したがって、法律でそれを容認する内容を定めること、ましてや政府解釈の変更のための**閣議決定だけでそれを容認することは、憲法違反**として無効である。

もし防衛政策として集団的自衛権行使を認めようとするのであれば、憲法の明文を改正する必要がある。

ところが政府は、明文改正を行わずに政府解釈を変更してすまそうしている。その意図は、**集団的自衛権の行使容認を既成事実化**し、これにより個別法の改正と基本法の成立を容易にするためである。そして最終目標は、**憲法の明文改憲**であろう。政府解釈や法律のような下位法を、「**憲法改正の露払い**」に利用し、「**法の下克上**」を許すことは、**憲法を頂点とする立憲主義を破壊**する。

※ 安保法制懇が検討中の提言のポイント (読売新聞 2013 年 12 月 29 日)

- ① 憲法 9 条の解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能に
- ② 集団的自衛権行使は日本の安全に関わる重要な問題が生じる場合などに限定
- ③ シーレーンでの共同パトロールへの参加を可能に
- ④ 周辺事態でも戦闘地域でも補給などを可能に
- ⑤ 自衛隊法を改正し、離島防衛などの規定を新設
- ⑥ 国連平和維持活動での「駆けつけ警護」などの武器使用を可能に

3 国家安全保障会議と安全保障基本計画等（6条）

(1) 基本法案

6条は、安全保障会議を設け、そこで安全保障基本計画など、国の安保持衛戦略を策定するとする。

第6条（安全保障基本計画）

- 1 政府は、安全保障に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の安全保障に関する基本的な計画（以下「安全保障基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 安全保障基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 我が国の安全保障に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、安全保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、安全保障基本計画を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、安全保障基本計画の変更について準用する。

別途、安全保障会議設置法改正によって、

- ・安全保障会議が安全保障基本計画の案を作成し、閣議決定を求めるべきこと
- ・安全保障会議が、防衛、外交、経済その他の諸施策を総合するため、各省の施策を調整する役割を担うことを規定。

(2) 問題点

- a) しかし「安全保障会議」は、2013年12月に国家安全保障会議（日本版NSC）が設置された。これにより**制服組が日本の戦争開始決定に関与することになる**。
- b) さらに、「安全保障基本計画」（6条）に相当する方針として、2013年12月に「国家安全保障戦略について」※₁（以下「**安保戦略**」）、通称「**25大綱**」とよばれる「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」※₂、および「中期防衛力整備計画について」※₃（平成26年度～平成30年度）が閣議決定されている。

※₁ 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするための外交、防衛における基本方針。

※₂ 日本における安全保障政策の基本的指針。2009年の「22大綱」の軍縮方針から、統合機動防衛力を構築するため、質と量を必要かつ十分に確保するとして軍拡方針に転じている。

※₃ 自衛隊の国防計画。2010年の民主党政権時より1兆円以上も増やし、中国を意識して、オスプレイや無人偵察機の導入などを打ち出す。

- c) それらの要になる「安保戦略」では、我が国が専守防衛に徹し、軍事大国にならず、非核三原則を守ることを基本方針として平和国家の道を歩んできたことを指摘しながら（P.2～3）、次のように述べる。

1 我が国が掲げる理念（Ⅱ 国家安全保障の基本理念）

「…他方、現在、我が国を取り巻く**安全保障環境が一層厳しさを増していることや、我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている**。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく**積極的平和主義**の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。このことこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。

しかし、この「安保戦略」には以下の問題点がある。

- ①「平和国家としての歩みを引き続き堅持し」とはいうが、この内容は海外における武力行使を可能にする趣旨であり、憲法 9 条に基づく「平和国家としての歩み」に逆行する。「こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。」(P.3) のであれば、国際社会が安全保障上の問題について日本に何を期待しているのかを具体的に指摘する必要がある。**積極的平和主義の内容も不明**である。
- ②「安全保障環境が厳しさを増した」ことがなぜ集団的自衛権の行使容認につながるのか、このような局面でこそ 9 条が真価を発揮するのではないか。
- ③ 安保戦略のなかで「集団的自衛権」にも「憲法 9 条」にも一切触れられておらず、世論を刺激せずに既成事実を作る意図を垣間見ることができる。

4 国会による民主的統制 (7 条)

(1) 基本法案

第 7 条 (国会に対する報告)

政府は、毎年国会に対し、我が国をとりまく安全保障環境の現状及び我が国が安全保障に関して講じた施策の概況、ならびに今後の防衛計画に関する報告を提出しなければならない。

(2) 問題点

法的な手続きや効力を制限するものではない。単に政府の道義的責任を問うもの。

5 自衛隊の位置づけ (8 条)

(1) 基本法案

8 条 2 項は、自衛隊の行動を縛るルールである。読み方によっては、国際法や国際慣例に則った厳格な文民統制を受けることを求める趣旨とも読める。しかし、国際法・国際慣例遵守と文民統制は切り離して読むべきものと思われる。すなわち、前半は、国際法や国際慣例で認められた戦争に関するルールに従う趣旨であり、具体的には**交戦権を行使**することを定める。すなわち他国領土での敵国兵士の殺傷、武力行使、占領行政、他国の港と沿岸を軍事力で封鎖し、戦時臨検を行うことなどを意図している。

第 8 条 (自衛隊)

- 1 外部からの軍事的手段による直接または間接の侵害その他の脅威に対し我が国を防衛するため、陸上・海上・航空自衛隊を保有する。
- 2 自衛隊は、**国際の法規及び確立された国際慣例に則り、厳格な文民統制の下に行動する。**
- 3 自衛隊は、第一項に規定するもののほか、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるとともに、同項の任務の遂行に支障を生じない限度において、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされる任務を行う。
- 4 自衛隊に対する文民統制を確保するため、次の事項を定める。
 - 一 自衛隊の最高指揮官たる内閣総理大臣、及び防衛大臣は国民から選ばれた文民とすること。
 - 二 その他自衛隊の行動等に対する国会の関与につき別に法律で定めること。

(2) 問題点

本条は自民党改憲草案 9 条の 2 とほぼ同内容である。憲法違反の事実を先行させることにより、**改憲の露払い**をつとめるものといえる。しかし、交戦権の行使は、現行憲法が明文で禁止するところであって、解釈の余地はない。いくら国連の指揮下に入って活動する場合で

も、日本の自衛隊である以上は、交戦権否認条項の拘束は受ける。

6 従来までの平和外交路線の確認（9条）

(1) 基本法案

第9条（国際の平和と安定の確保）

政府は、国際社会の政治的・社会的安定及び経済的發展を図り、もって平和で安定した国際環境を確保するため、以下の施策を推進する。

- 一 国際協調を図り、国際の平和及び安全の維持に係る国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与すること。
- 二 締結した条約を誠実に遵守し、関連する国内法を整備し、地域及び世界の平和と安定のための信頼醸成に努めること。
- 三 開発途上国の安定と發展を図るため、開発援助を推進すること。なおこの実施に当たっては、援助対象国の軍事支出、兵器拡散等の動向に十分配慮すること。
- 四 国際社会の安定を保ちつつ、世界全体の核兵器を含む軍備の縮小に向け努力し、適切な軍備管理のため積極的に活動すること。
- 五 我が国と諸国との安全保障対話、防衛協力・防衛交流等を積極的に推進すること。

(2) 問題点

従来の平和外交路線を確認するもの。理念を宣言するのみで、制限規範としての機能を果さない。

7 集団的自衛権行使の容認（10条）

(1) 基本法案

10条は、「我が国、あるいは我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態」（同条1項1号）において、自衛権の行使を認め、**集団的自衛権の行使**を明記している。

第10条（国際連合憲章に定められた自衛権の行使）

1 第2条第2項第4号の基本方針に基づき、**我が国が自衛権を行使する場合には**、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 我が国、あるいは**我が国と密接な関係にある他国**に対する、**外部からの武力攻撃**が発生した事態であること。
- 二 自衛権行使に当たって採った措置を、直ちに国際連合安全保障理事会に報告すること。
- 三 この措置は、国際連合安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置が講じられたときに終了すること。
- 四 一号に定める「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃については、その国に対する攻撃が**我が国に対する攻撃とみなしうるに足る関係性**があること。
- 五 一号に定める「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃については、当該被害国から我が国の支援についての要請があること。
- 六 自衛権行使は、我が国の安全を守るため必要やむを得ない限度とし、かつ当該武力攻撃との均衡を失しないこと。

2 前項の権利の行使は、国会の適切な関与等、厳格な文民統制のもとに行われなければならない。

(2) 集団的自衛権の意義と戦争観の歴史

a) 意義

自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、**自国が直接攻撃されていない**にもかかわらず、実力をもって阻止する権利（1981年5月29日の政府答弁）

b) 戦争観の歴史

- ・中世の正戦論…神の意思を実現するための正義の戦争だけが許される。
- ・19～20世紀初頭…近代主権国家の無差別戦争観。列強による植民地支配を正当化。自衛権の主張は意味のないものとされた。
- ・第1次大戦後…国際連盟と不戦条約（1928年）。侵略戦争は禁止されたが自衛のためと主張すればすべて自衛戦争となる。
- ・国連憲章…武力行使は原則として違法（1945年6月26日調印）

(3) 集団安全保障体制と国連憲章 51 条

a) 武力不行使の原則

国連憲章第2条（武力不行使原則）

この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。

(1～3略)

- 4 **すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。**

b) 例外的武力行使 1－軍事的措置

同 41 条（非軍事的措置）

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

同 42 条（軍事的措置）

安全保障理事会は、**第 41 条に定める措置では不十分**であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な**空軍、海軍または陸軍の行動**をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

c) 例外的武力行使 2－自衛権

同 51 条（自衛権）

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して**武力攻撃が発生**した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の**固有の権利**を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

(4) 集団的自衛権が認められた背景

a) ダンバートン・オークス会議（1944年8-10月）

米英ソ中がワシントンで国連憲章草案を提案した。そこにおいて、大国が結束して侵略に対処する**集団安全保障体制**がとられ、個別の各国が強制行動をとるには安保理の許可が必要とされた。この時点では、国連憲章 51 条は存在せず、個別的自衛権は暗黙の了解だった。

b) ヤルタ会談（1945年2月）

国連決議における5大国の**拒否権**が規定されることが合意された。

c) チャプルテペック協定（1945年3月）

米大陸諸国はメキシコに集まり、1 国への侵略があったとき、他国が共同防衛する措置を構築することを合意した（**地域的共同防衛体制**）。

e) サンフランシスコ会議（1945年4-6月）

連合国による国連創設のための会議である。そこでダンバートン・オークス提案が検討された。

f) 「ラテンアメリカの危機」

大国の拒否権行使により、自らが加盟していない地域的共同防衛体制における強制措置を阻止できることになる。そこで中南米諸国はこの安保理の表決方法が、独力で他国からの攻撃を排除できる大国はともかく、そうした力を持たない中小国の平和と安全を無視することになると主張した。

中南米諸国（連合国 50 か国中 20 か国）は、その地域的共同防衛体制の自立が国連憲章上保障されなければ会議から脱退すると強硬に唱えた。

g) 自立的な地域的共同防衛体制を確保する修正案を検討

① 地域的機構による強制措置の許可について、安保理の表決手続を緩和する方向性

② 緊急の必要性に迫られた防衛活動に限り、安保理の事前の許可を不要とする方向性 結局はアメリカ提案の②に落ち着いた。

こうして国家は、武力攻撃を受けた場合、安保理の事前の許可を得るまでもなく、個々に、または共同で防衛行動に着手することが可能になった。これを受けて個別的、集団的自衛権の規定（51 条）が創設されることになった。

h) まとめ

集団的自衛権は、安保理を中心とした**集団安全保障体制**を維持しつつ、地域的機構による防衛行動の自立性を保障するための「アイデア」であり、サン・フランシスコ会議で急遽考案されたものだったのである。あるいは、集団的自衛権こそが第 51 条が国連憲章に挿入された動機だともいわれている。

国連設立に向けた最終交渉の場であるサン・フランシスコ会議において、安保理による事前の許可という条件なしに地域的機構による防衛行動を認める必要にせまられた連合国にとって、最も妥当な方法は**自衛という既存の概念を用いる**ことだった。

ダンバートン・オークス提案ではそもそも言及されないほど自明とされていた個別的自衛権を拡張し、**集団的自衛権という新たな権利を創設**することが、第 51 条が置かれた主要な理由であったことは確かである。

(5) 集団的自衛権は自然権か

国連憲章 51 条の「固有の権利」の英訳は 'the inherent right' である。これは自然権と訳されることがあるが、それまで集団的自衛権という概念はなく、国連憲章によって創設されたものにすぎない。

たしかに、国際司法裁判所（ICJ）は、**ニカラグア事件判決（1986）** ※において、集団的自衛権が慣習国際法の規則として存在していることを確認した。ICJ は、国連憲章

第 51 条が、集団的自衛権を「固有の権利 (inherent right)」と規定していることから、慣習国際法上も集団的自衛権が存在していたことが裏付けられたとした。

しかし、ICJ が国連憲章ではなく、**慣習国際法に基づいて**集団的自衛権の内容、要件等を明らかにした点には注意する必要がある。

米国は、もともと選択条項受諾宣言に「多国間条約の下で発生する紛争を除外する」との留保を付していたため、ICJ は、多国間条約としての国連憲章の適用は排除されることを認め、ただし国際法のその他の法源の適用には影響を与えないとして判断したものの。

※ ニカラグア事件

1979 年ニカラグアに社会主義政権が成立し、米国は 1981 年にレーガン政権の下で反ニカラグア政策に転換。ニカラグアがエルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカの反政府勢力に武器等を援助していることを理由として、経済援助を停止し、ニカラグアの反政府武装勢力コントラを支援するようになった。

米国は、コントラへの軍事援助、資金供与を行うだけでなく、ニカラグアの港湾に機雷を敷設し、空港、石油貯蔵施設などを攻撃した。そのためニカラグアは、米国の行為を国際法違反であるとして ICJ に提訴した。これに対し米国は、自国の行為を、ニカラグアによるエルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカへの武力攻撃に対する集団的自衛権の行使であると主張。米国はニカラグアによるエルサルバドルの反政府勢力への武器援助もエルサルバドルへの武力攻撃にあたることを前提として主張した。

判決は、武力攻撃が自衛権行使の要件の 1 つであることを確認し、その内容を検討した。

国家による武装部隊の派遣は、その規模や影響が武力攻撃に匹敵するほどであれば、武力攻撃を構成しうるとした。一方、反乱部隊への武器、兵站、その他の提供による援助は、武力による威嚇、武力の行使、または干渉行為に相当するにすぎないとした。

集団的自衛権を行使するためには、武力攻撃の直接の犠牲国による、武力攻撃を受けた事実の宣言及び他国への援助の要請が必要であるとした。

ニカラグアの行為は武力攻撃と認定できず、犠牲国からの援助要請もなかったことから、アメリカの集団的自衛権の名による軍事介入を違法と判断した。

(6) 集団的自衛権と集団安全保障の違い、集団的自衛権の実際

a) 集団安全保障との違い

集団安全保障とは、多数の国家が戦争の禁止あるいは武力の不行使を約束し、約束違反の国があれば、残りのすべての国が当該国に共同で制裁を加え被害国を守る制度。

予め想定された外部の敵はいなく、仲間内に平和を損ねたものがある場面を想定しているのに対して、**集団的自衛権は仲間の外に共通の敵がいる場面を想定している。**

b) 実際の集団的自衛権行使の例

- ①旧ソ連によるハンガリー軍事介入 (1956)
- ②アメリカによるレバノン軍事介入 (1958)
- ③イギリスによるヨルダン軍事介入 (1958)
- ④アメリカによるベトナム戦争 (1965~75)
- ⑤旧ソ連・ワルシャワ条約機構のチェコ侵攻 (1968)
- ⑥旧ソ連によるアフガニスタン戦争 (1979~88)
- ⑦アメリカによるニカラグア侵攻 (1981)
- ⑧アメリカによるグレナダ侵攻 (1983)
- ⑨フランスによるチャド軍事介入 (1983・86)
- ⑩多国籍軍による湾岸戦争 (1991)
- ⑪アメリカと NATO によるアフガニスタン戦争 (2001~)

→ 日本以外みなこの権利を有しているというが、実際に行使したのは、世界 190

数カ国のうち、たった米英ソ仏の4ヶ国の軍事大国のみである。ある国が武力攻撃を受けたときの援助というが、実際に発動された例では、冷戦下ではどの国も武力攻撃を受けたわけではないのに、米ソが軍事同盟内部の国を攻撃している。大国支配から脱しようとする政権を打倒するために行使されている。

(7) 集団的自衛権に関するこれまでの政府の動き

a) 政府解釈

集団的自衛権が現行憲法下で認められるかどうかは、憲法9条の解釈にかかわる。政府は一貫して、国連憲章51条につき、憲法9条が、個別的自衛権の行使のみを認め、集団的自衛権の行使を容認しない、とする立場をとる。

集団的自衛権の行使を許さないとする政府答弁（稲葉誠一議員の質問に対する1981年5月29日付「答弁書」）。

- ① 国際法上、国家は、**集団的自衛権**、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を**有しているもの**とされている。
- ② 我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため**必要最小限度の範囲**にとどまるべきものであると解しており※、**集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。**

※ 自衛権の行使は、①急迫不正の侵害、②他に手段がない、③必要最小限という**3要件**を充たした**必要最小限度の実力のみ**が許容される（政府解釈）。

b) 政府解釈の歴史

政府は、その根拠に変遷があるものの、一貫して集団的自衛権の行使を容認しない立場をとっている。

- ・下田外務省条約局長（1954）…憲法9条2項の交戦権否認条項を根拠
- ・林修三内閣法制局長官（1954～1964）、高辻正巳内閣法制局長官（1964～1972）…憲法9条1項の国際紛争を解決する手段としての武力行使の放棄を根拠
- ・真田内閣法制局第1部長（1972）…自衛権発動の第1要件を根拠
- ・1972年10月14日参議院決算委員会提出資料…「平和主義を基本原理とする憲法がぎりぎりに容認しているのは、日本に対する急迫、不正の侵害に対処する場合すなわち個別的自衛権に限られる」

c) 政府解釈のロジック

集団的自衛権を認めない論拠は、端的に次のように整理することができる。

憲法9条1項、2項によって、あらゆる戦争は禁止されている。

↓しかし、他方で

憲法は幸福追求権（13条）をはじめ様々な人権を保障している。

↓よって、

国家として国民の人権を守るために自衛権は行使可能である。

↓従って

自衛の（国民の生命・財産を守る）ための必要最小限の実力行使は可能。許されるのは、この限りにすぎない。

↓とするならば、

日本が武力攻撃を受けていなければ、国民の生命、財産が危険にさらされている状況ではないので、自衛権の発動はできない。つまり、集団的自衛権は行使できない。

d) 現行憲法下で集団的自衛権を認める立場

安倍首相は、「必要最小限度」の集団的自衛権が現行憲法の下でも認められるとする。

① 「(内閣法制局見解は)『わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきである』、こういうふうにあります、『範囲にとどまるべき』というのは、これは**数量的な概念**を示しているわけであり、とすると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられる…」(2004年1月26日衆議院予算委員会における安倍晋三氏の質疑)

② 「日本が憲法上禁じている集団的自衛権の行使は『絶対概念』としての行使ではない。いわば『[数]量的概念』として、必要最小限を超える集団的自衛権は行使できない」(同)。

(以上、2006年9月23日付朝日新聞)。

③ それに対する秋山収内閣法制局長官の応答

「…お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行使するものでありまして、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。

したがって、従来集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、**数量的な概念として申し上げているものではございません。**」

e) 憲法解釈の変更について

政府は、集団的自衛権の行使ができるように個別法を改正し、また基本法案を成立させる前提として、夏頃に閣議決定で**政府解釈を変更**する流れにある。これまで政府は、いくつかの場面で憲法解釈を変更してきた。しかし、従来まで行われてきたこのような変更と、集団的自衛権の行使を容認する解釈の変更とは異質のものである。

① 「文民」の解釈

典型例は、「文民」の解釈から自衛官を除外する変更である。

憲法 66 条 2 項は、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」とする。当初、政府は「文民」を、明治憲法の下で職業軍人の経歴を持ち、かつ強い軍国主義思想をもつ者を、文民でないとして、国務大臣になることができないと解釈した。これによれば、自衛隊は軍隊ではないので、**自衛官は「文民」にあたり、大臣になることができる。**

しかし、自衛隊が年々軍備を増強し、軍隊と化する中で、政府は、**自衛官が「文民」にあらず、大臣になることはできない**と解釈を変更するに至った。

昭和 40 年 5 月 31 日の衆議院予算委員会において、自衛官の防衛庁長官就任の可否が質されたことに対する高辻正巳内閣法制局長官の答弁

国政が武断政治に陥らないことが憲法第 66 条第 2 項の趣旨であることを考慮すると、自衛隊が武力組織である以上、文民の意義を武力組織の中に職業上の地位を占めていない者と解することが適当であって、自衛官は文民ではないと解すべきであり、したがって、自衛官は国務大臣には就任できない。

② 「戦力」の解釈

解釈の変更として、「戦力に至らざる程度における自衛力」(必要最小限度の自衛力)を認めた 1954 年 12 月の政府統一見解が挙げられることがある。北岡伸一

安保法制懇座長代理は「積み上げてきたもの（憲法解釈）を変えられないというのはおかしい」とし、「極端な変更はできないが、昭和 29 年（1954 年）の解釈、すなわち必要最小限（の実力保持）は合憲としたのに比べれば、必要最小限の中身に個別だけでなく集団も入るといのはずっと幅が小さい」とする（14 年 2 月 21 日ロイター）。

しかし、これは解釈の変更ではない。

政府は、憲法制定過程における吉田首相の答弁（1946 年 6 月 26 日帝国議会衆議院本会議）以来、「独立国家として自衛権をもつが、戦力はもたない」という解釈で一貫しているからである。1954 年 12 月の政府解釈は、そのような政府解釈を基本に据えつつ、それを補充し、具体化するものにすぎない。これに対して、集団的自衛権の行使を容認する解釈の変更は、従来までの解釈を真逆に変えるものであって、決して「幅が小さい」ものとはいえない。

そもそも、54 年当時に議論された「自衛権」は、「外部からの不当侵略に対してこれを守るだけの権利」（大村清一防衛庁長官の衆議院内閣委員会における 12 月 22 日答弁）、「国土が外部から侵害される場合に国の安全を守る」（林修三内閣法制局長官の 21 日答弁）のように、**個別的自衛権を念頭**にしていることは明らかである。集団的自衛権は「自衛権」の概念からカテゴリーカルに排除されており、「中身」のバリエーションとして集団的自衛権を論じる余地はない。

(8) 最近の動きと問題点

a) 限定容認論

自民党執行部は、2014 年 3 月 31 に開かれた「安全保障制度整備推進本部」の初会合において、集団的自衛権の「限定容認論」を示し、党内の大方から賛同が得られたという（2014 年 4 月 1 日読売新聞）。高村副総裁は、自国の存立に必要な措置は認められるとした砂川事件最高裁判決（1959 年 12 月 16 日）を引き合いに、「国の存立を全うするために必要最小限の集団的自衛権行使はあり得る」とする限定容認論を示したうえで、**必要最小限が何かを明確にし、その中身を議論すべき**と主張している。

たしかに、砂川事件最高裁判決は、「**自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置はとりうる**」とする。この判決文が、個別的か集団的かという自衛権を区別していないことから、集団的自衛権でも、日本の存立を全うするための措置なら、憲法上認められるとするのが高村氏の考えである。

しかし、この限定容認論に対しては、特に砂川事件判決の読み方を中心に多くの批判がある。

① 指摘されている判決の部分は**傍論**にすぎない。砂川事件は駐留米軍が憲法 9 条 2 項で禁止する「戦力」にあたるかが問題になった事件である。そして、米軍は日本国が指揮・管理できる軍隊ではないので「戦力」ではないとした。判例として重要なのは駐留米軍が「戦力」ではないという部分である。高辻内閣法制局長官も、駐留米軍の合憲性「以外のことについて、判決はそれ以上に渡って判断を下しておりません」という（1976 年 3 月 30 日参議院予算委員会）。「自衛のための措置はとりうる」という部分を最高裁判所の立場として一般化すべきではない。

② 我が国がとりうるのは、判決によれば「**自国の**」平和と安全を維持するための措置である。集団的自衛権は「**他国の**」平和と安全を目的とした武力行使である。判決の表現から論理的にいえば、集団的自衛権は認められない。

③ この判決が肯定した「**わが国が主権国として持つ固有の自衛権**」は、「**自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な**」限りでの個別的自衛権であり、しかも、その個別的自衛権さえ、憲法 9 条 2 項による制限のため不十分であることから、「**平和を愛好する諸国民**」の一つであるアメリカ合衆国の安全保障を求めることも禁じ

られないというのであるから、この判決によって集団的自衛権を正当化する余地はおよそあり得ないであろう（長谷部恭男「憲法 96 条と集団的自衛権」Journalism2014 年 1 月号 P.21）。

④ 旧安保条約について判示した砂川判決のいう「固有の自衛権」は「武力に拠らざる自衛権」を意味しており、判決はそのような武力によらざる「自衛権発動の結果として安全保障条約を結ぶ」という政府の論理を是認したもので、「固有の自衛権」に個別自衛権が含まれると解するのは、判決の射程を超えている。政府も、自衛隊法は砂川判決に「合わせていえば」「これは見るほうの立場でございますが」「自衛のための一つの措置である」（1968 年 3 月 16 日衆議院予算委員会での高辻内閣法制局長官）としており、「固有の自衛権」は個別自衛権を含むというのは政府の理解にすぎない。まして砂川判決による集団的自衛権の根拠づけは無理である（水島朝徳「安保法制懇の『政局的平和主義』」世界 2014 年 5 月号 P.90～）。

⑤ 砂川判決直後の 1960 年 3 月 31 日参議院予算委員会で岸信介総理は、「集団的自衛権は日本の憲法上は日本は持っていない」と答弁している。

⑥ 「放置すれば日本の安全に大きな影響を及ぼす」場合と限定しようが、他国防衛を本質とする集団的自衛権の行使は憲法 9 条の下で認めることは不可能である。したがって、法律でそれを容認する内容を定めること、ましてや政府解釈の変更だけでそれを容認することは、憲法違反として無効である。また、解釈による限定は解釈による無限定を招き、立憲主義に反する。

b) 安保法制懇の提言（5 月予定）

安保法制懇は、集団的自衛権行使に関する 5 つの類型を提示するといわれている。

- (1) 公海上の米艦防護
- (2) 米国向けの可能性のあるミサイルの迎撃
- (3) PKO など他国軍が攻撃されたときの駆け付け警護
- (4) 海外での後方支援活動の拡大
- (5) 米国を攻撃した国に武器を供給する船舶に対する強制検査（臨検）

コメント：類型(1)(2)には、どこより突出した軍事力をもつアメリカに戦争を仕掛ける国がいるのか、日本近郊でミサイルを迎撃することは不可能ではないか、類型(3)(4)は、PKO での武器使用規制の緩和、広汎な後方活動であり、本来の集団的自衛権とは次元の違う活動として別個の議論が必要ではないか。

c) 内閣法制局による素案

内閣法制局は、集団的自衛権を容認する素案をまとめたとの情報がある（2014 年 4 月 13 日時事ドットコム）。以下、抜粋。

…素案では、「必要最小限度」の自衛権に、集団的自衛権の一部が含まれるとの見解を打ち出した。行使を認めるのは、ある国が日本の近隣国を攻撃、占領しようとしており、放置すれば日本も侵攻されることが明白な場合などに限定。自衛隊が出動し、他国と共同で実力行使することを可能とする。

自民党や、首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」で検討している (1) 日本近海での米艦防護 (2) 米国に向かう可能性のある弾道ミサイルの迎撃—などは「個別自衛権や警察権の拡大で対処可能」として集団的自衛権の対象外とした。

一方、自国の存立に必要な自衛措置を認めた 1959 年の最高裁判決（砂川判決）は根拠としない。この判決に関し、首相は 8 日のBS番組で「集団的自衛権を否定していない」と主張したが、政府関係者は「肯定もしていない」と指摘した。

- 「ある国が日本の近隣国を攻撃、占領しようとし、放置すれば日本も侵攻されることが明白な場合」とは、具体的には、北朝鮮が韓国を、また中国が台湾やフィリピンを攻撃・占領しようとし、それを放置すれば日本も侵攻されることが明白な場合を想定しているのだろう。このときに、米軍が軍事行動を起こせば、そこに日本も参加することになる。どのような参加になるかは今後の議論次第だが、単なる後方支援だけとは考えにくく、**アメリカと共同して海外で武力を行使できるようにすると推測できる。**
- 「放置すれば日本も侵攻されることが明白であること」とは、個別的自衛権を早い段階で行使するのと同じ意味ともいえる。集団的自衛権を、個別的自衛権に近づけたものに限定することで、ここまでならば自国の防衛に必要な範囲だと説明しようとしているのかもしれない。しかし、個別的自衛権の早期行使は、具体的には、敵基地への先制攻撃容認にもつながるものである。また**実質的には、あくまで他国の防衛のための武力行使であるという集団的自衛権の本質は何ら変わっていない**といえる。

8 国連憲章の安全保障措置等への参加（11条）

(1) 基本法案

第 11 条（国際連合憲章上定められた安全保障措置等への参加）

我が国が国際連合憲章上定められ、又は国際連合安全保障理事会で決議された等の、各種の**安全保障措置等**に参加する場合には、以下の事項に留意しなければならない。

- 一 当該安全保障措置等の目的が我が国の防衛、外交、経済その他の諸政策と合致すること。
- 二 予め当該安全保障措置等の実施主体との十分な調整、派遣する国及び地域の情勢についての十分な情報収集等を行い、我が国が実施する措置の目的・任務を明確にすること。

本条を具体化する法律として国際平和協力法案が予定される。

(2) 問題点

現状では、2013 年 12 月に閣議決定された 25 大綱において、すでに以下のようにこの内容が先取りされている。

Ⅲ 4 (2) 国際社会との協力

「特に、国際平和協力活動等については、自衛隊の能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連 PKO 局等における責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大する。また、幅広い分野における派遣を可能にするための各種課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。…」とする（25 大綱 P.11）。

Ⅳ 2 (2) ケ 自衛隊の体制整備にあたっての重視事項

「国際平和協力活動等において人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な防護能力を強化する。…」とする（同 P.19）

- 以上の 25 大綱には、以下の問題点を指摘できる。

- a) 「各種課題」(25 大綱 P.11) とは、警護活動、安全確保活動、駆けつけ警護やそのための武器使用権限の拡大をいうものと推測される。「任務遂行のための防護能力を強化する」とする表現も同旨。これらの活動は、現在の PKO の基準（自身と隊員に加え、近くにいる他国の PKO 要員や国際機関の職員を守るための武器使用に限る原則）の変更が前提になる。
- b) 基本法や 25 大綱は、自衛隊が国際平和協力活動「等」を行うと定める。すなわち国連平和協力活動は例示であり、多国籍軍、ひいてはアメリカの国益のための派遣も可能である。派遣できる場合が曖昧であり、権力の最たるものである軍事力の行使に歯止めを掛けることができない。立憲主義に反する。

9 武器輸出三原則の転換（12 条）

(1) 基本法案

12 条は武器の輸出入等に関する理念を宣言している。ただ、我が国がとってきた「武器輸出三原則」は明示しない。むしろ「安保戦略」は、武器輸出三原則に変わる新しい原則の定立の方針を明示する。これを受けて政府は、2014 年 4 月 1 日、「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。

第 12 条（武器の輸出入等）

- 1 国は、我が国及び国際社会の平和と安全を確保するとの観点から、防衛に資する産業基盤の保持及び育成につき配慮する。
- 2 武器及びその技術等の輸出入は、我が国及び国際社会の平和と安全を確保するとの目的に資するよう行われなければならない。特に武器及びその技術等の輸出に当たっては、国は、国際紛争等を助長することのないよう十分に配慮しなければならない。

安保戦略Ⅳ-1(8) 防衛装備・技術協力

…武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、**移転を禁止する場合の明確化**、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、**武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。**

防衛装備移転三原則

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合
- ③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

（概要は、平和貢献・国際協力の積極推進となる場合や、わが国の安全保障に資する場合に限定して移転を認め、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う内容）

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

（概要は、武器等を目的外で使用したり、第三国に移転する際に適正管理が確保される場合に限定する内容）

(2) 我が国がとってきた武器輸出三原則

武器輸出三原則とは、武器輸出について、①共産圏、②国連決議で武器禁輸になっている国、③国際紛争の当事国あるいはその恐れのある国に対する武器輸出を、外国為替および外国貿易管理法に基づく輸出貿易管理令に基づき、承認しないとす原則（1967年4月佐藤栄作首相答弁）。

たしかに、憲法9条2項は、国が戦力を保持することを禁止しているが、武器を輸出することまでも禁止するものではない。しかし、武器の輸出も、公共の福祉のために必要かつ合理的な制約を加えることができる。そこで、国際紛争等を助長することを回避し、**平和国家としての我が国の立場を実現**するためにそのような制限を認めてきた。

1976年（昭和51年）2月三木総理大臣が国会で答弁した政府統一見解として、武器輸出三原則対象地域以外の地域に対しても武器輸出を慎むとして（武器輸出三原則等）、事実上一切の武器の輸出を禁止してきた。

さらに、1981年（昭和56年）3月衆議院と参議院において武器輸出三原則を決議して、ここに我が国の平和国家としての国是とされるにいたった。

(3) 禁止緩和の動き

ただ、一切の武器輸出が禁止されるわけではない。「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」を受けた2011年12月27日藤村官房長官談話によれば、防衛装備品等の海外への移転につき、**例外化措置**が認められるようになった。

すなわち、(1)平和貢献・国際協力に伴う案件について、それを相手国政府に供与する際には、目的外使用と第三国への移転がない条件で可能とすること、(2)我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件については、我が国との間で安全保障面での協力関係がありその国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとし、それを目的外使用や第三国移転するについて我が国政府による事前同意を義務づけることを条件とすることなどが示されている。

武器輸出三原則を堅持しつつ、我が国が行う国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処などの平和への貢献や国際的協力、弾道ミサイル防衛（BMD）に関する日米共同開発等の案件については、内閣官房長官談話の発出等により、武器輸出三原則等によらないこととする措置、すなわち例外化措置を個別に講じることとしたのである。

(4) 問題点

基本法は、理念を宣言するにとどまるが、その正体は安保戦略と防衛装備移転三原則にあらわれている。

安保戦略では「新たな安全保障環境に適合する原則を定める」ことが明示され、**従来までの政府の立場**（武器輸出三原則堅持+例外化措置）の**転換**が意図されている。「安保戦略」が、「移転できる場合」ではなく「**移転を禁止する場合**」を明確化すると表現し、輸出禁止の原則と例外的許容とを逆転させる形で定めているからである。

それを具体化するのが防衛装備品移転三原則である。しかし、各原則は以下のように批判される。

第1原則に対しては、原則禁止から原則容認に転換するのみならず、これまで禁止してきた「紛争当事国のおそれのある国」への輸出が可能になるなど、武器輸出が禁止される対象国は極めて例外的であり、武器輸出が拡大し、我が国の武器が紛争に使用されるおそれが拡大している。

第2原則は、移転を限定する趣旨であるが、そもそも「平和貢献・国際協力の積極推進となる場合や、わが国の安全保障に資する場合」ということ自体が極めて抽象的であるため拡大解釈される余地が大きい。また、米国など同盟国との武器の共同開発、生産や安全保障・防衛分野における協力の強化・装備品の維持などは、無条件に安全保障に資する場合として例示している点を含めて、武力紛争を助長する輸出に歯止めを掛ける効果には疑問がある。

第3原則は、目的外使用と第三国移転に際してわが国の事前同意を求めつつ、国際共同開発などの場合には相手国の管理体制を確認すればわが国の事前同意を不要とするなど、広く例外が認められており、適正な管理が確保できるか疑問である。

こうしてみると、新三原則の策定は、以下のとおり、憲法の徹底した恒久平和主義に反するものであり、認容することはできない。

- ① 防衛装備品という表現をとりながらも、実質的に武器輸出を原則禁止から原則容認へと転換するものであり、日本が死の商人の仲間入りをするにほかならず、9条を持つ平和国家としての国のアイデンティティーを変えてしまう。
- ② 武器の共同使用や共同研究を通じて、外国と軍事同盟を強化することにつながり、仮にそれらの国が武力行使を行った場合には、実質的な集団的自衛権行使に他ならず、日本も紛争に巻き込まれることになる。
- ③ 日本のアジアにおける軍事同盟推進、軍事大国化を危惧させ、近隣諸国に対し軍備拡張へのさらなる口実を与えかねない。

四 まとめ

(1) 名より実を取る政府

基本法案の成立は先送りされているが、安保戦略等の閣議決定、秘密保護法や日本版 NSC の成立をはじめ、集団的自衛権に関する憲法9条の政府解釈変更と個別法の改正によって、実質的には基本法案の内容が具体化され、またされつつある。これによって、本質的で十分な国民的議論を回避しようとしている。

(2) 明文改憲にむけた露払い

解釈の変更によって集団的自衛権行使の容認を既成事実化し、個別法の改正・基本法成立をスムーズに進めて、最終的に明文改憲を行う狙い。

(3) 平和国家という「ジャパブランド」の放棄

戦力の不保持（正規の軍隊の不保持）、交戦権の否認、集団的自衛権の不行使などは、平和国家としての日本のブランドを世界に広める上で重要な役割を果たしてきた。武器輸出三原則も非核三原則と並び、憲法9条の精神に則った日本の基本的な外交方針であり、日本の平和国家としてのブランド力を支えてきたものである。軍事偏重の安全保障にこだわり、これらをすべて放棄してしまうことは、日本のブランド価値を下げ、国力を削ぎ、国益にも反すると思われる。

<集団的自衛権行使への解釈変更についての疑問>

(1) 立憲主義の意義を失わせる。

縛られる側の都合でどうしても解釈できるとしてしまうと、憲法のみならず、法への信頼も失わせることになる（盗人が刑法の解釈を変更して空き巣くらいは OK とするようなもの）。

(2) 日本の敵が一気に増え、国民生活に大きな影響が及ぶ。

集団的自衛権は同盟国の敵が自国に敵になってしまう。これにより、日本のこれまでの友好国が一気に敵になってしまい、国民と企業が武力攻撃・テロの標的になる危険が増す。日本有事の際の米国の参戦を期待するのであろうが、米国はあくまでも米国の国益に従って行動する。中国を敵に回してまで、日本のために参戦してくれると考えるのは楽観的にすぎる。生じるリスクと期待するメリットを現実的に比較すべき。

イラク戦争における米兵 4400 人の死亡、帰国後の退役軍人の PTSD、犯罪、失業などが日本でも人ごとではなくなる。自衛隊員に対して、日米同盟強化のために死を覚悟して戦地に向かわせ、国民の名の下で殺人を強制する国となることを望むのか。家族、友人が現実の恐怖と不安に巻き込まれることになることについて想像力を働かせるべき。

(3) 近隣諸国との緊張を高め、軍拡を助長する。

安全保障のジレンマといわれるように、近隣諸国の軍拡の口実を日本が与えることになる。近隣との緊張関係の高まりが日本の集団的自衛権行使によって収束するとは考えられない。かえって緊張を高める。

(4) 外交上のカードを失い、より困難に直面する。

これまでは、憲法9条を盾に集団的自衛権行使の要請を断ることができた。これからは「憲法上行使可能だが、日本の国益を考えて、あなたを助けにいかない」と断ることに

なる。これは信頼関係をかえって壊す。もしくは、無条件に同盟国からの要請に応じることになる。これは日本の国益を害する。バランスのとれた全方位外交が機能しなくなる。仮にクリミア紛争などの際に、ロシア、米国双方から要請されたらどうするのか。

以上

参考文献

- ・ 「なぜ、今「国防軍」なのか」-日本国憲法における安全保障と人権保障を考える
(日本弁護士連合会)
- ・ 「集団的自衛権と日本国憲法」(浅井基文・集英社新書)
- ・ 「すっきりわかる！集団的自衛権」(浅井基文・大月書店)
- ・ 「集団的自衛権の深層」(松竹伸幸・平凡社)
- ・ 「法の番人」内閣法制局の矜持」(阪田雅裕・大月書店)
- ・ 「日本人のための「集団的自衛権」入門」(石波茂・新潮新書)
- ・ 「新版 集団的自衛権」～新たな論争のために(佐瀬昌盛・一藝社)
- ・ 「集団的自衛権の法的性質とその発達」(松葉真美・レファレンス 2009.1)
http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200901_696/069604.pdf
- ・ 「集団的自衛権解釈の再考と日本国憲法」
(西川吉光・国際地域学研究第 11 号 2008 年 3 月)
<http://rdarc.rds.toyo.ac.jp/webdav/frds/public/kiyou/0708/tiiki/0803/nisikawa.pdf>